

令和3年度第1回

## 新宿区みどりの推進審議会議事録

令和3年8月31日（火）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

## 令和3年度第1回新宿区みどりの推進審議会議事録

令和3年8月31日（火）

午後2時～4時1分

本庁舎5階 大会議室

- 1 第16期委員の紹介
- 2 会長の選出等
  - (1) 会長及び副会長の選出
  - (2) 小委員会委員の指名
- 3 開 会
- 4 審 議  
保護樹木等の指定及び解除について
- 5 報 告
  - (1) 新宿区みどりの実態調査（第9次）について
  - (2) みどりのモデル地区指定の成果について
- 6 連絡事項
- 7 閉 会

### ○配布資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第16期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 指定及び解除審議対象樹木の写真（※回収資料）
- 4 新宿区みどりの実態調査（第9次）について
- 5 みどりのモデル地区指定の成果について
- 6 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- 7 新宿区みどり公園基金条例
- 8 新宿区みどりの推進審議会小委員会について
- 9 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 10 新宿区みどりの基本計画（改定）（※回収資料）

1 1 新宿区みどりの実態調査報告書（第9次）（※回収資料）

審議会委員 14名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	斎 藤 馨
委 員	山 本 清 龍	委 員	渋 江 桂 子
委 員	吉 川 信 一	委 員	竹 川 司
委 員	渡 辺 芳 子	委 員	太 田 幸 一
委 員	三 浦 久美子	委 員	山 崎 裕 子
委 員	小 島 健 志	委 員	椎 名 豊 勝
委 員	藤 田 茂	委 員	小 林 今 日 子

◎第16期委員の紹介

みどり公園課長 それでは、皆様、定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第1回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、またコロナ禍、緊急事態発令の状況の中、御出席いただきまして、本当にありがとうございます。本来でしたら、会長が会議の進行を行うところですが、委員の改選により、現在会長が決まっておられませんので、事務局のほうで進行させていただきます。

私は、本日事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の依田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

まず初めに、会議の公開及び傍聴につきまして御説明させていただきます。

みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例施行規則で会議は原則公開とするとあります。本日の会議内容から公開しても支障はないと考えられることから公開とさせていただきたく、委員の皆様の御了承をお願いいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

また、会議の傍聴につきましては、広報とホームページにおいて、事前の申込みをお願いしていましたが、本日は傍聴を希望される方はいらっしゃいませんでした。

また、委員の皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会会議録として、区のホームページにおいて公開されます。あらかじめ御了承のほどお願いいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

本日の会議でございますが、緊急事態の宣言下でもございますので、距離の取れる大きな会議室を用意させていただきました。なるべく要点を絞りまして、15時半を目途に終了したいと考えておりますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第1の第16期委員の御紹介をさせていただきます。

お配りした資料の上から2枚目、資料1の委員名簿を御覧いただきたいと思います。

お名前順に紹介させていただきます。

大変恐縮でございますが、お名前をお呼びした委員は、その場でお立ちいただき、皆様に

お顔をお見せいただければと思います。

それでは、学識経験者委員を御紹介させていただきます。

東京大学名誉教授の熊谷洋一委員です。

**熊谷委員** 熊谷です。

**みどり公園課長** 東京農業大学地域環境科学部教授の斎藤馨委員です。

**斎藤委員** 斎藤です。よろしくお願いいたします。

**みどり公園課長** 千葉大学大学院園芸学研究科教授の池邊このみ委員ですが、本日は欠席の御連絡をいただいております。

今回から新たに委員になりました東京大学大学院農学生命科学研究科准教授の山本清龍委員です。

**山本委員** 山本です。どうぞよろしくお願いいたします。

**みどり公園課長** 早稲田大学等非常勤講師の渋江桂子委員です。

**渋江委員** 渋江です。よろしくお願いいたします。

**みどり公園課長** 以上5名様となります。

次に、区民委員を御紹介させていただきます。

新宿区町会連合会の吉川信一委員です。

**吉川委員** 吉川です。よろしくお願い申し上げます。

**みどり公園課長** 新宿区商店会連合会の竹川司委員です。

**竹川委員** 竹川です。よろしくお願いいたします。

**みどり公園課長** 新宿区婦人団体協議会の渡辺芳子委員です。

**渡辺委員** 渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

**みどり公園課長** 今回から新たに委員になりました新宿地区青少年育成委員会の太田幸一委員です。

**太田委員** 太田でございます。よろしくお願いいたします。

**みどり公園課長** それから、公募による選考で委員になりました三浦久美子委員です。

**三浦委員** 三浦と申します。よろしくお願いいたします。

**みどり公園課長** 同じく公募委員の山崎裕子委員です。

**山崎委員** 山崎でございます。よろしくお願いいたします。

**みどり公園課長** 以上6名様となります。

次に、みどりの保護と育成に関する団体から推薦していただきました委員を御紹介させて

いただきます。

東京都建築士事務所協会新宿支部の小島健志委員です。

小島委員 小島です。よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 東京樹木医会の椎名豊勝委員です。

椎名委員 椎名です。よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 NPO法人屋上開発研究会の藤田茂委員です。

藤田委員 藤田です。よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 今回から新たに委員になりました日本自然保護協会の小林今日子委員です。

小林委員 小林と申します。よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 以上4名様となります。

以上、御紹介させていただきました15名の皆様でございます。2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、審議会事務局を紹介させていただきます。

担当部署は、みどり土木部みどり公園課みどりの係です。

それでは、みどり土木部長の田中です。

みどり土木部長 田中です。どうぞよろしくお願いいたします。

みどり公園課長 私は、みどり公園課長の依田です。よろしくお願いいたします。

みどりの係長の八住です。

事務局（八住） 八住です。よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 みどりの係主査の宮田です。

事務局（宮田） 宮田です。よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 みどりの係の大城です。

事務局（大城） 大城です。よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 城倉です。

事務局（城倉） 城倉です。よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 田辺です。

事務局（田辺） よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 どうぞよろしくお願いいたします。

---

## ◎会長の選出等

**みどり公園課長** それでは、議事次第2の会長の選出等に進ませていただきます。

まず会長と副会長をお決めいただき、その後、会長に小委員会委員の指名をお願いしたいと思えます。

新宿区みどりの条例と施行規則で、本審議会の会務を総理する会長と会長を補佐する副会長は委員の互選によると規定されております。ただ、本日初めてお会いする委員もいらっしゃる中で投票で決めるのも無理があると思えます。

そこで、事務局からの提案ですが、まず立候補または推薦により候補者を選出していただき、改めて委員全員にお諮りして、御了承をいただけた方に会長または副会長をお願いするというのでいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**みどり公園課長** ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。

では、早速ですが、まず会長に立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。また、どなたかを推薦したいという方はいらっしゃいますでしょうか。

渡辺委員。

**渡辺委員** 立候補ではなくて推薦です。よろしいですか。

**みどり公園課長** はい。

**渡辺委員** 私、この会にずっと出席させていただいておりまして、熊谷先生にもう本当にお世話になっております。先生も大変御多忙と思えますけれども、もしできましたら、今期もぜひお続けいただきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

**みどり公園課長** ただいま渡辺委員から、熊谷委員を会長に推薦したいという御発言がありましたが、ほかにいらっしゃいますでしょうか。

**吉川委員** 大変結構なことだと思います。

**みどり公園課長** ありがとうございます。

それでは、改めまして委員の皆様にお諮りいたします。

第16期の会長には熊谷委員ということで御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**みどり公園課長** それでは、16期の会長は熊谷委員に決定させていただきたいと思えます。

引き続き副会長の選出に移らせていただきます。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理するという重要な役割を担っていただくこととなりますが、どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

また、どなたか推薦したいという方はいらっしゃいますでしょうか。

熊谷会長から、どなたかを推薦していただくことはできますでしょうか。

御発言の際は、マイクの一番手前の大きなボタンを押してください。

**熊谷会長** できましたら学識経験者の中で当審議会委員経験の長い、斎藤委員にお願いしたらどうかと思いますが、御協議をお願いいたします。

**みどり公園課長** ただいま熊谷会長から、斎藤委員を副会長に推薦したいという御発言がありました。ほかにいらっしゃいますでしょうか。

**吉川委員** 斎藤先生で賛成。

**みどり公園課長** ありがとうございます。

それでは、改めて委員の皆様にお諮りします。

第16期副会長には斎藤委員ということで御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**みどり公園課長** ありがとうございます。それでは、第16期の副会長は斎藤委員に決定させていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、会長、副会長お二人には席の移動をお願いいたします。

ありがとうございます。

ここで、改めてマイクの使い方を御説明させていただきます。一番手前の大きいボタンを1回押していただくと緑のランプがつき、マイクが入ります。発言が終わりましたら、また同じボタンをもう一回押していただければ終了になります。よろしくをお願いいたします。

それでは、改めまして熊谷会長より一言御挨拶をお願いいたします。

**熊谷会長** 皆様こんにちは。コロナ禍の中、お暑い中お運びいただきまして、本当にありがとうございます。それから、先ほど御紹介がありましたけれども、事務局も全員そのまま引き継がれたようで、今期の16期は大変心強く、また立派な審議会になられるんじゃないかと思っておりますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

一言ということですが、私はこの審議会委員を1期からやっていて、15期で30年やっています。ですから、もう年齢的にも、いつどうなるか分かりませんが、副会長が立派な先生になられたので、ひとつ安心して皆様に御審議を賜れたらと思います。16期はこの新宿区として31年目の委員の皆様でございますので、どうぞよろしく御審議をお願いしたいと思います。

**みどり公園課長** 会長、ありがとうございました。

続きまして、斎藤副会長より一言御挨拶をお願いいたします。



**斎藤副会長** 斎藤です。よろしくお願いいたします。

副会長ということで、熊谷会長を助け、足を引っ張らないように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**みどり公園課長** 斎藤副会長、ありがとうございました。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、会長に小委員会委員の指名をお願いしたいと思います。

熊谷会長、どうぞよろしくお願いいたします。

**熊谷会長** かしこまりました。

これからの審議会の進行は着座したままで許していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、小委員会につきまして事務局から説明を受けた後、委員の指名を行いたいと思います。事務局、説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、みどりの推進審議会小委員会について御説明させていただきます。

資料の8を御覧ください。

みどりの推進審議会の小委員会ですが、新宿区のみどりの条例に基づく組織です。緊急の事案が発生しまして、審議会を直ちに開催することが困難な場合にのみ開催する委員会で、平成21年4月に審議会の効率的な運営を図るために創設しました制度になります。

新宿区みどりの推進審議会の調査審議事項は、みどりの条例に規定されているとおり、みどりの保護と育成に関する計画に関することなど7項目にわたっておりますが、小委員会の審議事項は、このうち2番目の保護樹木等の指定及び解除と、6番目のみどり公園基金の処分という2項目に限定されております。

小委員会の委員の人数は8人以内としまして、審議会の委員の中から会長が指名いたします。また、小委員会には委員長を置くこととし、こちらも会長が指名いたします。

小委員会についての説明は以上となります。

**熊谷会長** ありがとうございました。

ただいまの事務局からの小委員会についての説明で、何か御質問あるいは御意見はございますでしょうか。

ほとんどの委員の方はお分かりだと思いますけれども、かつては、何で審議会があるのに小委員会をつくるんだという御疑問を委員の方からよくお受けしました。ですので、私から追加で申し上げますと、新宿区の広い面積の中で全ての樹木を一応管理対象としなければな

らないということ、それから、それぞれの所有者の方が世代が替わるといいますか、あるいは相続をされるとか、そういうことで大変せわしく全樹木を監視しなければならない、あるいは「監視」という言葉がちょっと悪ければ、保護し、それからいろいろな助成をしていかなきゃならないので、数がある上に時間的にも、厳しい状況にあります。したがって、大勢の委員の全員にお集まりいただくのは大変難しいことであろうかと思ひまして、小委員会というのを発足させて今日まで至っております。

ですから、樹木の保護あるいは指定・解除等に関わる緊急的な、すぐにも対応しなきゃならないような場合に備えて小委員会を設けておるものでございますので、その辺を御理解いただけたらと思います。

何か御意見ございますでしょうか。そんなもの要らないとか。

追加で申し上げますと、年に2回か、場合によっては1回の審議会の場合がございますので、その間に審議会に諮らないで勝手に伐採している事例も結構見られることがあります。それで、そういう場合には追認といえますか、もう既になく木の解除をしなければならないようなこともございまして、そうなると、今度は委員の皆様が大変御迷惑がかかりますし、委員の方々から不審に思われることもありますので、2つの理由で小委員会は設けたということでございます。小委員会を設置する際にはいろいろ御意見をいただきましたけれども、設置以降は今まで一言もそういうような御意見をいただくことはございませんので、御理解をいただけたらと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、小委員会について、人数は8人といたします。審議会の委員の中から会長が指名するということになっておりますので、ここでもよろしければ、小委員会の指名に移りたいと思います。よろしいですか。

みどりの推進審議会は、学識経験者5人、区民から6人、みどりの保護と育成に関する団体の構成員の方から4人の15人で構成されています。

そこで、小委員会の構成についても、これらのバランスを考慮しまして、学識経験者の委員から3人、区民委員から3人、団体の構成員から2人の8名とさせていただきます。

そして、ここで1つ御提案があります。

区民委員から3名の方を指名するに当たり、公募委員お二人の中から1名入っていただけたらと考えております。ただ、この場で私からどちらかにお願いをするよりも、本日の審議会終了後にお時間をいただいて、お二人で話し合っ決めていただいた方に指名をさせてい

ただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、公募委員の1名は後ほど決めさせていただくことといたします。よろしく願いをいたします。

それでは、発表いたします。学識経験者からは斎藤副会長、洪江委員、そして私、熊谷といたします。

区民委員からのあと2名は、吉川委員、渡辺委員をお願いをいたします。

団体の構成員の委員からは、小島委員、椎名委員をお願いをいたしたいと思います。

指名させていただきました皆様、どうぞよろしく願いをいたします。

引き続きまして、小委員会の委員長の名指に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** 小委員会の委員長ですが、みどりの条例の施行規則で会長の指名によると定めておりますが、小委員会の制度ができた最初の審議会の議論の中で、小委員会は人数が少ないだけで審議会と同等の役割と責任がある、また分科会や期間限定の専門機関とは異なり、審議会が縮小したものと考えられ、これを考慮すると審議会の会長が委員長に就くことが望ましいという結論となり、以降、審議会の会長に小委員会の委員長もお願いしてきたという経緯がございます。

このようなことから、事務局としましては、今期も同様に審議会の会長に委員長をお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**みどり公園課長** 皆様御異議がないようですので、会長に小委員会の委員長をお願いしたいと思いますが、熊谷会長いかがでしょうか。

**熊谷会長** 承知をいたしました。小委員会委員長には私を指名させていただきたいと思います。

**みどり公園課長** 熊谷会長、ありがとうございます。

以上で、第16期審議会の会長、副会長、小委員会委員及び委員長が決まりました。

では、これより議事進行を会長にお任せしたいと思います。熊谷会長、よろしく願いいたします。

**熊谷会長** かしこまりました。

---

◎開会

**熊谷会長** それでは、これより令和3年度第1回新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

初めに、事務局より本日の出席状況について改めて報告をお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、池邊委員より欠席の届を頂いております。このため、本日は15名中14名の出席により審議会は成立しております。

**熊谷会長** 次に、本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、皆様のお手元にございます資料につきまして御説明いたします。

資料の確認をお願いします。

資料、上から議事次第、資料1の審議会の委員名簿、資料2としまして保護樹木等の指定及び解除について、資料3としまして保護指定及び解除対象樹木の写真、資料4としまして新宿区みどりの実態調査（第9次）について、資料5がみどりのモデル地区指定の成果について、資料6が新宿区みどりの条例及び同施行規則、資料7が新宿区みどり公園基金条例、資料8がみどりの推進審議会小委員会について、資料9がみどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック、小冊子になります。資料10がみどりの基本計画の改定の冊子になります。資料11がみどりの実態調査報告書の第9次の冊子になります。

以上でございますが、資料3の保護指定及び解除対象樹木の写真につきましては個人情報が含まれるため非公開とさせていただきたく、お帰りの際に回収させていただき回収資料とさせていただきます。

また、資料10と11、みどりの基本計画とみどりの実態調査の冊子につきましては、御希望があれば、別に新しい冊子を御用意しておりますので、お帰りの際、事務局にお申しつけくだされば、お持ち帰り用にお渡しいたします。

以上、資料の不足等ございませんでしょうか。

**熊谷会長** よろしいでしょうか。

---

### ◎審議

**熊谷会長** それでは、審議次第の4、審議に移らせていただきます。

本日の審議事項は、保護樹木等の指定及び解除についてであります。事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、保護樹木等の指定及び解除の御説明に入る前に、保護樹木制度について簡単に御説明させていただきます。

お手元の「みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック」、この小冊子を御覧ください。

1 ページを開いていただきまして、「みどりの文化財（保護樹木等）とは」と書いてありますが、新宿区では、大きな樹木、樹林及び生垣を残していくために「保護樹木制度」を設けておりまして、様々な支援を行って、こちらの表紙にあるような立派な木が残るように努めているところでございます。

その下に、保護樹木等の指定基準をまとめております。

樹木は、地上1.5メートルの高さで、幹周りが1.2メートル以上。樹林としましては、面積が500平方メートル以上。生垣は、高さが地上1.2メートル以上で、長さ15メートル以上。

というような形で保護樹木等を指定しております。

保護樹木等には、下にあるように、このような緑の標識をつけております。

2 ページ目ですけれども、保護樹木等の支援をまとめております。

まず1 番目としまして、助成金の支給でございますが、保護樹木等の維持管理に係る費用の一部を助成しております。樹木の場合は、1 本目が9,000円、2 本目以降は4,500円。樹林の場合は、こちらに書いてあるように、500平方メートルから1,000平方メートルで9,000円、それ以上1,000平方メートルごとに4,500円といった形で定めております。限度額は、いずれも合わせて9万円までという形となっております。

また2 番目としまして、保護樹木の枝が折れて通行人にけがを負わせた、また倒木で隣の家の一部を壊してしまったような場合に備えまして、賠償責任保険の加入も行っております。

また3 番目としまして、「保護樹木が倒れた」「枝が折れた」など、強風等によって起こった場合に、区が所有者に代わって対処する緊急時の維持管理も行っております。

次の3 ページ目ですが、また保護樹林に関しましては、落ち葉の回収も区のほうで行っております。

また、4 ページ目、保護樹木の移植の支援、こちらも区のほうで支援の制度を用意してございます。

以上で、保護樹木制度についての御説明を終わります。

引き続き、本日の審議内容について資料2に基づき御説明させていただきます。本日御審議いただきます案件は、いずれも民有地の指定及び解除に関するものです。

指定につきましては、保護樹木の指定が7件、28本、保護樹林の指定が2件、1,370平方メートル、保護樹木の解除につきましては3件、7本となります。よろしくお願いたします。

それでは、詳細につきましては、担当職員より映像を交えて御説明させていただきます。  
申し訳ありませんが、室内の明かりを暗くさせていただきます。

会長、副会長、おそれいりますが見えやすい位置に席を移動願います。

**熊谷会長** 会場が広いので後ろの委員の皆さんにはちょっと小さいね。

**みどり公園課長** すみません。ちょっとこちらが限界なんです。何とか写真とかはよく見えるようになっていきますので、手元の資料と併せて御覧いただければと思います。

**熊谷会長** はい、分かりました。

**事務局（八住）** みどりの係長の八住でございます。それでは、保護樹木等の指定及び解除につきまして御説明をいたします。

今回、御審議いただく保護樹木等の指定及び解除につきましては、お手元の資料2の内容を資料3及び映像のほうにまとめております。前のスクリーンか、見にくいようでしたら、資料2と資料3をお手元に御覧いただければと思います。

それでは、保護樹木の指定及び解除につきましては、前回の審議会の後の3月23日から本日8月31日までにお申出のあった案件です。

今回、公有地保護樹木の指定及び解除の案件はございません。全て民有地の保護樹木等の指定及び解除の案件となっております。

保護樹木は、指定件数7件、指定本数28本、解除件数3件、解除本数7本です。

保護樹林については、指定件数2件、指定面積1,370平方メートル。解除の案件はございません。

保護生垣は、指定、解除とも案件はございません。

それでは、保護樹木の指定の案件から御説明をいたします。

保護樹木の指定の案件は、7件、28本です。

1件目は、西早稲田一丁目の案件です。イロハモミジが1本です。

2件目は、下落合二丁目の案件です。テウチグルミが1本、スダジイが2本、クロマツが1本、イロハモミジが1本、クリが1本です。

3件目は、北新宿三丁目の案件です。ケヤキが1本、ソメイヨシノが1本、ムクノキが2本です。

4件目は、市谷加賀町二丁目の案件です。エノキが1本です。

5件目は、市谷八幡町の案件です。クスノキが2本です。

6件目は、下落合四丁目の案件です。スダジイ1本、ケヤキ1本、イチョウ1本、クリ1

本です。

7件目は、西新宿六丁目の案件です。ケヤキが10本です。

保護樹林の案件は2件。共に保護樹木の指定でも上がったところですが、1件目は下落合二丁目の個人所有の敷地720平方メートル、もう一件は北新宿三丁目の法人の敷地650平方メートルを指定するものです。

では、個別に説明をさせていただきます。

まずは保護樹木からです。

1件目、西早稲田一丁目の案件です。高さ6メートル、幹周り1.2メートル。お寺にあるイロハモミジです。書類をお届けした際に保護樹木に該当する良い樹木があったため、お申出を受けたものです。樹形、樹勢ともに良好です。

2件目、下落合二丁目の案件です。個人所有の敷地にあるテウチグルミ1本、スダジイ2本、クロマツ1本、イロハモミジ1本、クリ1本の合計6本となります。

1本ずつ御説明いたします。

1本目、高さ4.5メートル、幹周り1.2メートルのテウチグルミです。高さ4メートルのところで胴切りされていますが、樹勢がよく、傾斜と反対方向の枝も茂っておりまして、バランスも取れています。テウチグルミの保護樹木の指定をお諮りするの、今回は初めてになります。

2本目、高さ11メートル、幹周り2.05メートルのスダジイです。

3本目、高さ10メートル、幹周り1.22メートルのスダジイです。共に樹形は乱れていますが、樹勢は良好です。

4本目、高さ10メートル、幹周り1.35メートルのクロマツです。幹がやや東方向に傾斜をしております。

5本目、高さ8.2メートル、幹周り1.43メートルのイロハモミジです。こちらも幹がやや東方向に傾斜をしています。

6本目、高さ9.3メートル、幹周り1.43メートルのクリです。こちらも幹がやや東方向に傾斜をしております。

こちらの敷地では、昭和63年に2本の保護樹木を指定しておりますが、所有者から、ほかにも保護樹木に指定できるのではないかという御相談を受けまして、現地調査を行ったものでございます。全体的に樹形の乱れなどはありますが、6本とも樹勢は良好です。

3件目、北新宿三丁目の案件です。法人の所有する敷地にあるケヤキ1本、ソメイヨシノ

1本、ムクノキ2本です。

1本ずつ御説明をいたします。

1本目、高さ11メートル、幹周り1.67メートルのケヤキです。敷地境界に近いので、毎年剪定を行っております。

2本目、高さ10メートル、幹周り1.54メートルのソメイヨシノです。幹が大きく西方向に傾いておりますけれども、東方向にも古い太い枝が出ておりまして、バランスの取れた樹形となっていると考えております。

3本目、高さ12メートル、幹周り2.15メートルのムクノキです。こちらも樹形は乱れていますが、樹勢は良好です。

4本目、高さ12メートル、幹周りは株立ちで0.97メートルと1.07メートル。0.97と1.07を足しまして70%を掛けまして換算して、1.42メートルという数値で表しております。こちらの敷地は、昭和48年と平成27年に指定した保護樹木が7本ございますが、樹木の管理担当者から、保護樹木に指定できそうな樹木がまだあるのではないかと御相談を受けまして、現地調査を行ったものです。

4件目、市谷加賀町二丁目の案件です。高さ10.5メートル、幹周り1.83メートル。集合住宅の敷地にあるエノキ1本です。

令和元年に指定した4本の保護樹木がございまして、所有者から新たに保護樹木に指定してほしい樹木があるとの相談を受けて現地調査を行ったものです。敷地全体で毎年剪定を行っているということで、対象樹木も樹冠は小さめとなっております。南側の幹に根元から4メートルの高さぐらいまで空洞が見られるんですけれども、幹の巻き込みが進行しておりまして、樹勢も非常に良好なため、幹の空洞はいずれ塞がると考えております。

5件目、市谷八幡町の案件です。神社の境内にあるクスノキ2本です。高さ5メートル、幹周り2.07メートルのクスノキと、高さ4メートル、幹周り1.85メートルのクスノキです。後ほど御説明をする保護樹木の指定解除の御相談を受けて現地に調査に伺った際に、同敷地内に保護樹木に該当する良い樹木があったため、指定の働きかけを行って同意を得たものです。高さ3メートルのところを胴切りをしておりますけれども、胴吹き芽が多数発生しており、樹勢は良好です。

6件目、下落合四丁目の案件です。こちらは、新規のお申出となります。集合住宅の敷地にあるスダジイ1本、ケヤキ1本、イチヨウ1本、クリ1本です。

1本ずつ御説明をいたします。



1 本目、高さ7.2メートル、幹周り1.2メートルのスダジイです。道路との境界に近い  
ため強剪定を行っており樹冠は小さめですが、樹勢は良好です。

2 本目、高さ10メートル、幹周り1.32メートルのケヤキです。樹冠は小さめですが、樹形、  
樹勢は良好です。

3 本目、高さ15メートル、幹周り2.61メートルのイチョウです。

4 本目、高さ7.5メートル、幹周り1.55メートルのクリです。高さ1.7メートルで幹が2本  
に分かれております。

7 件目、西新宿六丁目の案件です。再開発でできた高層ビルの敷地にあるケヤキ10本です。  
高さは全て11メートルと、そろっております。

1 本目が幹周り1.5メートルです。

2 本目、幹周り1.82メートルです。

3 本目、幹周り1.79メートルです。

4 本目、幹周り1.69メートルです。

5 本目、幹周り1.76メートルです。

6 本目、幹周り1.4メートルです。

7 本目、幹周り1.74メートルです。

8 本目、幹周り1.78メートルです。

9 本目、幹周り1.54メートルです。

10本目が幹周り2.06メートルです。

敷地内には既に8本の保護樹木を指定しておりまして、当初の指定の際もこの10本は存在  
していたんですけれども、ちょうどこの高層ビルの敷地のエントランスに当たる部分でした  
ので、増築を検討されているということで、樹木を整理する可能性もあるということで、こ  
ちらの10本はそのときは指定をしなかったんですけれども、その後、増築の計画がなくなっ  
たということで、今回新たに指定をしてほしいとの御相談がありました。公開空地に植栽さ  
れておりまして、枝折れなどが心配だということで強剪定もされておりますけれども、樹勢  
は良好でございます。

次に、保護樹林に移ります。

1 件目、下落合二丁目の案件です。先ほど保護樹木の2件目で御説明をしました個人所有  
の敷地になります。主な樹種はスダジイとなっておりますが、そのほか、コブシ、ムクノキ、  
クリなど多様な樹種がございまして、面積は720平方メートルとなっております。個人邸と

してはかなり広い敷地でございます、大きな樹木も多数ございます。樹林の間に家屋が点在しているような状況でございます。

2件目、北新宿三丁目の案件です。先ほど保護樹木の3件目で御説明をした法人の敷地になります。主な樹種はソメイヨシノとなっており、面積は650平方メートルです。全体的に良好な管理をされておりまして、道路際や中庭などにまとまったみどりがあるということで、今回お諮りするものです。

保護樹木等の指定につきましては、以上になります。

続きまして、保護樹木等の指定解除について御説明をいたします。

保護樹木の解除の案件は、3件、7本です。

1件目は、西早稲田一丁目の案件です。クロガネモチ1本です。樹勢が弱く、同じ場所に施設を増設するということもありまして、障害になるということもあつて解除のお申出があったものです。

2件目は、市谷八幡町の案件です。エノキ2本、ケヤキ1本、イチョウ2本です。管理が困難であることや建物を損傷していること、既存の施設や樹木の支障となっていることなどによりお申出を受けました。こちらの敷地での解除は、合計5本となっております。

3件目は、百人町二丁目の案件です。ソメイヨシノ1本です。枯死、枯れてしまったため基準を満たさなくなったということでお申出を受けております。

それでは、個別に御説明をさせていただきます。

1件目、西早稲田一丁目、先ほど指定のところの1件目で御説明しましたイロハモミジのお寺にあるクロガネモチ1本です。平成28年11月、みどり公園課職員が調査をしたときに、葉が少なく、葉がついていない枝などもあるということで、樹勢があまりよくないことを確認しております。写真は、平成28年12月に撮影したものです。令和3年3月25日に再度みどり公園課職員が伺った際、隣地との境界にも近く、倒木の危険があつたため、施設設置の予定もあつたことから、1週間ほど前に当該樹木を伐採してしまったとのお話を所有者からいただきました。職員が伐採跡を確認しまして、所有者の方も区への手続を失念していたことについては反省されております。今回、区の指摘を受けて速やかに解除の手続を行ったものです。区からも、改めて保護樹木制度や解除の手続などについて御説明をいたしまして、強く注意喚起をしたところでございます。その際に、先ほどの新たな保護樹木の指定についてお申出を受けております。

こちらには4本保護樹木がございましたので、1本を解除し、1本を新たに指定するとい

うこととなりますと、保護樹木の本数は変わらず、4本のままとなります。

2件目、市谷八幡町、こちら先ほど指定のところ御説明しました5件目の神社にありますエノキ2本、ケヤキ1本、イチョウ2本です。こちらでは19本、保護樹木に指定しております、そのうちの5本を解除したいとお申出です。

まず、境内奥の隣地との境界際にあるエノキ1本とケヤキ1本です。これらは、隣地との境界と参道との狭いスペースに生えており、隣地からでないとなかなか管理ができないけれども、ちょっと隣地の土地に入るのも難しいということもございますし、参道側に崩れるおそれもないとは言えない状況で、管理が困難であるというお申出を受けております。

また、社務所脇のエノキ1本でございますけれども、こちらは社務所の屋根のほうにちょっとぶつかっておりますし、損傷している上、参道の長い階段を上がってすぐのところがございますので、参拝者の見通しを阻害するおそれがあるということでお申出をいただいております。

また、密植されている樹林中のイチョウ1本が、周辺の施設ですとか樹林内のほかの樹木と干渉し合っていること、それから境内にございますイチョウ1本は、所有者の思い入れの深いウメですとか周辺の樹木の成長を阻害しておりますし、境内の見通しも遮っていることなどの理由から指定を解除したいとお申出がありましたので、今回お諮りするものです。なお、解除してもすぐに伐採するということではないと伺っております。こちらには19本の保護樹木と920平方メートルの保護樹林がございます、今回、指定2本、解除5本で御承認いただけた場合は保護樹木が16本となります。

3件目、百人町二丁目の個人宅にあるソメイヨシノ1本です。みどり公園課職員が現地調査に伺った際に、枯死しているのを確認したものです。所有者によると、ここ数年で衰弱してきて今年に入って枯れてしまったとのこと。こちらはこの1本しかございませんので、この1本が解除になりますと、1件減るということになります。

保護樹木の解除については、以上となります。

なお、ただいま御説明いたしました保護樹木等の指定及び解除を御承認いただけますと、承認前と比べて保護樹木の総数が21本多くなりまして1,286本となります。また、保護樹林は、面積が1,370平方メートル増えて9万45平方メートルになります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

以上、事務局より説明がありましたが、御質問や御意見がありましたらお受けしたいと思います。

います。結構本数が多いので御意見等もおありだと思います。どなたからでも結構ですので。

それでは、小林委員お願いをいたします。

**小林委員** ありがとうございます。ちょっと質問なんですけれども、今回の保護樹木なんですけど、このガイドブックによりますと「健全で、かつ美観上も優れている樹木のうち、下記の条件」ということで書いてあるんですけども、ちょっと気になったのが候補5-2は、まあ、その美観上というところが非常に主観的なものなのかなと思うので難しいかもしれないんですけども、5-2のようなものが、いわゆるイメージされる健全な樹木の美観——まあ、美観的にどうなのかというのが少し気になったので、そういうところの過去の判断基準などをぜひ教えていただきたいなというふうに思って質問しました。よろしくお願いします。

**事務局（城倉）** それでは、お答えします。保護樹木の現地調査を担当しています城倉と申します。

5-1と2、いずれもクスノキなんですけれども、2年ぐらい前に胴切りをしているんですけども、その前はかなり繁っていました。

これはほかの場所の映像で、1本は中井にある神社、それからもう一本は西早稲田にあるお寺さんのクスノキです。もともと保護樹木で、背が高くなり過ぎて葉も繁り過ぎているということで、やはり胴切りをしたものですが、数年たって元のように、このように繁ってきました。

どちらもそういう状況なんですけれども、今は形が悪くてもクスノキの場合、すぐ繁ってきて大きくなります。どの樹種でも胴吹きするわけではなくて、たまたまクスノキは、こういう状況に将来的にはなります。

今ある写真ではちょっと見にくいなんですけれども、芽もしっかり吹き出しているところなので、三、四年後にはこのぐらいの状況になるのだろうということで、新たに指定をさせていただきたいと申請をしております。

**小林委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** ほかにいかがでしょうか。たくさんあろうかと思いますが。

それでは、渡辺委員お願いをいたします。

**渡辺委員** 今回すばらしいと思いましたのは10本まとめて指定ですか、クスノキ。これ、ちょっと見に行ってみたい感じがするんですが、こういうところは場所は教えていただけないんですよね。意外と、会社関係ですよね。クスノキの指定、10本。

**事務局（城倉）** ケヤキじゃないですか。

**渡辺委員** ごめんなさい、ケヤキ。すばらしいですね。10本もあつたら壮大だと思うんですけども。壮観だと思う。

**事務局（城倉）** これは、西新宿の高層ビル街の新宿警察署の隣にあるビルです。今の時点では形があまりよくないのですけれども、これは剪定業者があまりいい切り方をしていない。数年前に最初に10本ぐらい指定したときには、もっと枝がきれいに張っていたんですけども、どうも日当たりだとか、落ち葉や枝が落ちるとか気にして切られたらしいんですけども、今の時点では形はあまりよくないです。所有者と相談をしまして、なるべく形よく剪定してもらうようにこれからしていきたいと思っています。

**渡辺委員** でも、この写真で拝見いたしますと、何かすばらしいですね、景観というのが。

**事務局（城倉）** そうですね。1つの樹種、ケヤキだけで統一してありまして、広めの、高層ビルの真ん前の広場がもうケヤキだけで二十数本で植えられているような状況です。

**渡辺委員** いや、本当にお疲れさまでした。

**事務局（城倉）** いえいえ。

**熊谷会長** 渡辺委員、よろしいですか。

**渡辺委員** はい、ありがとうございます。

**熊谷会長** どうぞ御質問なり、御意見でも結構ですので、お願いいたします。

それでは、お二人挙手をされていますから、吉川委員と渋谷委員ですか、その順で御質問をお願いしたいと思います。あるいは御意見を。

**吉川委員** 吉川です。

市谷八幡の胴切りです。これ写真じゃはっきり分からないのですが、さっぱりし過ぎていて、生育状態の御説明をもう一度していただきたいと思うのですが、枝も全然ないし、ただぶすっと、あれ写真で出ておりますので、この状態について保護するのに適当かどうか、もう一度御説明願いたいと思います。

**事務局（城倉）** 先ほども御説明しましたがけれども、これ2本ともクスノキなんです。クスノキというのは非常に芽吹きがいいというか、丈夫な木で、もともとは暖かい地方によく生えている木で、昔はそちらのほうから大きな木を東京のほうに運んでくるときには幹を鉛筆のように全部切って持ってきて、畑で芽を吹かして、それから植栽をするというようなことが行われていました。それだけ芽吹きがいいというようなことで、この木は切ってまだ1年、2年しかたっていないので、枯れているとしたら本当に枯れてしまうんですけども、写真じゃ見にくいかもしれませんが、ちょうど切ったところのすぐ横のところから青い枝がたく

さん出ております。特に5-1のほうがたくさん、もう大きく伸びているんですけども、5-2のほうも、そうですね、15センチぐらいの長さでたくさん出ています。

先ほども御説明しましたけれども、画面で映っているのはよその場所ですけども、同じクスノキを同じように胴切りをしたものです。これは多分七、八年たっていると思うんですけども、もうこのぐらい伸びている状況になっています。元はこの倍以上繋っていました。胴切りしたものがこのぐらいの状況まで繁りが戻っているというような状況からも、今回指定を審議していただいているものも将来的にはこうなるんだろうと予測しています。

吉川委員 これは2年目ぐらい。

事務局（城倉） ええ、これは切って2年目ぐらいです。

吉川委員 そうですか。

事務局（城倉） ええ、そういう状況です。

吉川委員 了解しました。どうも。

熊谷会長 よろしいですか。

吉川委員 はい。

熊谷会長 それでは、渋江委員お願いいたします。

渋江委員 全体的な話になるのですが、新規で、今期最初なので、こちらのパンフレットの「みどりの文化財ガイドブック」の2ページ目を拝見しながら、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

事務局の方がもう本当にとってもよくやったださっているんで、今回、保護樹木もとても多く指定できていると思います。この裏にあるのは何かというと、多分安心感なんだと思うんです。今この保護樹木とか保護樹林というのは、気候変動の緩和策とか適応策とか生物多様性保全に貢献する機能があると同時に、一方で、これまでは落ち葉に対するリスクとか相続の問題とかでちょっと二の足を踏む人が多かったと。それに加えて近年は特に気候変動の大きな影響で、台風による倒木に対する不安というのは近隣の人も、また持っている、保護樹木に指定されている地主の方も大きな不安があったと思うんですけども、この2ページ目にあるようにしっかりと補償とか、あるいは緊急時の対応ということで区が対応して下さるといことで安心して保護樹木に指定することに同意して下さっているんじゃないかなというふうに思います。事務局の方に深く感謝したいと思います。

今後、先ほど剪定の話もありましたけれども、やはり倒木しないように管理するために、剪定であるとか、あるいは地下の见えないところになりますけれども、根がどういふふう

なっているかとか、あるいは胴切りの後の剪定をどういうふうにするかという御指導をしてくださるということなんですが、とても大事なことで、その先々、この保護樹木を持っている方々が安心して指定に同意してくださるようなシステムを今期もつくっていただければと思っています。またよろしく願いいたします。

以上、コメントになります。

**熊谷会長** ありがとうございます。その点について、御意見に対して事務局よりは、何かいかがですか。

**事務局（城倉）** 好意的な御意見をありがとうございます。あとは、いつでも、何か異常があったら連絡をしていただけるような体制はつくっております。

また、例えば木が弱ってきたですとか、幹に空洞ができたというようなお話がある場合には、これも年に何回かあるのですけれども、精密診断といって、区では機械を持っていないのですが、委託で空洞率がどのくらいかというようなことも含めて調査もさせていただいています。あとは、例えばちょっと樹木の傾きがひどくなったりすると、控え木と言って木材や丸太でつかい棒をするということも区の費用で行っています。そのような対応をこれからも充実させていきたいと考えております。

**熊谷会長** それでは、お待たせいたしました。椎名委員、お願いいたします。

**椎名委員** 椎名でございます。

候補の5-2と5-1ですか、今お話がありましたけれども、胴切りの場合、その後、萌芽って、芽が出て、それが順調に成長するかどうかということは、その木の、さっき根の話もありましたけれども、置かれている位置。それで、下は調べようがないので、ある程度指定基準の、この場合には萌芽の状態の写真を添付していただいたほうがいいかなと。それで、5年たって5-1はすごく茂っているのは分かるんですけども、胴吹き、要するに胴切りしたところから出たのかどうかということはなかなか分からないので、もし——恐らくこれから増えてくると思うんですよ。高くできない。木を高くすることができないというような状況は、新宿みたいな超過密都市ではすごく多くなってくると思うんです。でも、それでも樹木を生かしていくというのがここの本来の目的だと思いますので、指定するときにはクスノキの場合ですと、恐らく今の時期だともう萌芽が出ていると思いますので、写真は十分撮れると思うんです。それを見ながら指定するかどうかを決めればいいのかかなという。まあ、蛇足ですけども、提案です。

**熊谷会長** ありがとうございます。

では、藤田委員お願いいたします。

**藤田委員** 候補7のケヤキですけれども、かなりひどい剪定の仕方をしている。もう剪定しちゃったから、これはどうしようもないんですが、これから出てくる枝をどうやって伸ばしていくかという指導をやっていかないと、幹からぼこっと出た枝って風で折れやすいんです。だから、そうならないような仕立てのやり方を指導していかないと、いつまでたってもこんなような状態になっちゃう可能性があるんで、その辺ちょっとよろしくお願いしたいなと考えています。まあ、業者もいろいろあるんで、なかなか難しいかとは思いますが、その辺ぜひやっていただければと思います。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。

椎名委員。

**椎名委員** 解除ですか、解除の2-3、エノキですか、これは2本立ちですね、1.27メートルと1.19メートルと。建物に損傷がある。この写真で見ると限りでは、2本のうち1本はそういう状況かなと勝手に推測するんですけども、どっちが1.19メートルで、どっちが1.27メートルか分かりませんが、これだと1本は何か救えるんじゃないかなという気もしないでもないんです。そこら辺、もうちょっときめ細かくやっていただいてもいいのかなという気がします。ほかの理由があるのかもしれませんが、所有者には。ただ、この文面だけだと建物の損傷ということなんで。この写真から見ると、建物は左側にある建物かなと推察するんですけども。そうすると、右側の1つの幹は生きるのかなというふうな気もしないでもないです。

**熊谷会長** 事務局、いかがですか。

**事務局（城倉）** 建物に当たっているということを考えると確かにそうなんですけれども、片方だけ伐採すると1つはバランスが悪くなることと、もう一つは所有者側の意向がかなりありまして、できれば両方というか、全て伐採したいとお話は伺っております。区も、できれば残してもらいたいという話をしたんですけども、所有者の意向が強かったものですから御審議をお願いします。

**椎名委員** 写真を見ての印象だけです。

それともう一つ、5ページの樹林なんですけれども、この樹林の指定というのは、この表の中では主な樹種、スダジイ、面積が720平方メートル、ソメイヨシノ、面積が650平方メートルとなっているんですけども、これは前からこうでしたよね。何かもうちょっと、720



平方メートルの樹林の状態というのですか、それをもうちょっと何か、これは抜本的な問題なんですけれども、表したほうがいいのかという気がしますので。これは根本的な話なので、まあ、しばらく考えていただければと思いますけれども、そんな感じを持ちました。

**熊谷会長** ありがとうございます。

時間的な経過で、芽吹きしてから繁っていく状況については、その都度なかなか写真を撮れないので、事務局の現場でも御苦労があるかと思います。それと、今話題になりました剪定作業とか、いわゆる手入れのほうは、実際に請け負っている造園業者とか植木屋さんのやり方にもそれぞれの独特なところがありまして、職人さんというのは自分の判断で一番いい形にしようとしてやっていただけるのですが、必ずしもオーナーさんの思いが伝わらない場合があったり非常に難しい。一方で、世間的な風潮では、時々変わるのでございますけれども、無剪定がいいとか、剪定すること自体がおかしいとかというような風潮もありましたし、それから台風の時期になると、早く切り詰めてくれないと、というような本当に丸坊主にされるようなこともありますので、その辺は大変、一般的な基準は難しいと思いますので、今御意見があったとおり、ちょっと手間がかかりますけれども、事務局のほうで個別に所有者の方とできるだけコンタクトを取っていただきたいと思います。面倒くさがらずに相談してほしいというような形で区のほうから少し声かけをするということが大切かなと思いますので、今後ともその辺は少し工夫をしていただきたいと思います。

山本委員、お願いいたします。

**山本委員** ありがとうございます。今会長が御発言されたことで私の質問は何かあまり意味がなくなったような気がするんですけれども。

まず、小林委員が「美観とは」ということで質問されまして、私もこのあたり、どういふふうに誘導していったらいいのかというのは重要な課題ではないかなと思います。それで、藤田委員も枝の伸長を促してはということもおっしゃっておられましたし、その一方で、何か安全管理みたいな話も渋江委員から御指摘があったところです。

都市の中の樹木の樹形というのは、やっぱり自然の状態というか、周りに木がない状態で自由に伸びた木の樹形と全然違うというのは御存じのとおりかとは思いますが、それを今回も指定解除の資料2の一覧を見ても樹形の判定もされていて、樹形が良好か、そうでないかというの判定もされているんですが、恐らく事務局のほうでこういうふうにして土地所有者とやり取りをされる時に、こういうふうにしたらどうかということを御発言もされて、指導されたり助言されたりという機会もあるとは思いますが、なかなか判定の難し

いところじゃないかなとは思ったりします。

とはいえ、うまく枝を伸ばしてもらって大きさも維持したいところだろうと思いますし、隣の境界との関係もあったりするので、すごく難しい判断をされているんだろうとは思いますが、ただ、この樹形の判定されている以上、今後は保護樹木がどうなっているのかというのを見る資料がずっと蓄積されていくので、このあたり指導されたときの情報とかをうまくストックできていくような、そんな仕組みができるといいのかなと思いました。

以上、コメントです。ありがとうございました。

**熊谷会長** ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

では、齋藤副会長お願いいたします。

**齋藤副会長** すみません、ちょっと話が違うんですけど、先ほどの西新宿六丁目のケヤキを見て思ったのですが、ディズニーランドとか大型レジャー施設の大きな樹木というのは、見ていただくと地下の部分にも鉄骨が入って、きっちり支持があって、どんなことがあっても人が出ないようになっているんです。新宿区の、こういった高度に都市化しているところなので、今ある立派な木を残すということも大事なんですけれども、こういう西新宿六丁目みたいな都市の美観として大きな樹木を育てるというときに、やっぱりそれなりの技術というか、新しい技術を公共でも入れていくというぐらいなことはこれから少し考えられたほうがいいのかなと。さっき控え木をやるかという、そういうものもあるんですけど、そういうところに今来ているのかもしれないというふうに思いました。

以上です。

**熊谷会長** よろしいですか。よろしいですね、事務局。

**事務局（城倉）** はい。

**熊谷会長** それでは、小林委員お願いいたします。

**小林委員** すみません、何度も。ちょっと質問なんですけれども、樹林のところの北新宿三丁目の樹林が、この写真ですと、ちょっと様子が分からないというところがあって、正直、これだと並木のような感じに見えてしまって、口頭でもいいので、もうちょっと教えていただきたいなと思ったのが1つ。

あと樹林の基準なんですけれども、例えば、木が何メートル以内にあるですとか、もしくは階層構造をなしているとか、何かそういう基準があるのかなというのが少し気になりました。

というのも、この下落合二丁目の樹林と、その横の北新宿三丁目のほうが様子がかなり違うので、どういう基準なのかなというのをちょっと教えていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

**熊谷会長** 事務局。

**事務局（城倉）** 明確な基準はないですけども、複数の樹木の樹冠、葉の繁りがそれなりの面積を覆っていれば樹林として判断してもいいのかなと思います。

北新宿三丁目のほうは、並木というよりも、敷地内に点在している樹木がありまして、剪定はある程度は行っているのですけれども、かなり伸ばし放題的なところもあって、図に表現したよりももっと広い範囲では繁っていますけれども、少なめに見てそれぐらいだろうと。それが500平方メートルを超えていけば1つの基準になるかなということで、そういう表現の仕方をさせていただいています。

もう一つ、下落合のほうは完全な個人の民家で、ほとんどと言っていいくらい手入れがされていないような状況で、広い敷地なので問題はないと思います。民家が3棟建っている敷地なんですけれども、全体を指定してもいいくらいだったのですけれども、一応シビアに見て、点在分の面積計算をしてみたところなんです。ですから、1本の木でないのが樹林という判断をしました。樹林の定義というのは、これから決めていくものでなかなか難しいと考えます。もともと樹林として登録してある樹林を参考にして、これが樹林なのだというふうに指定の仕方をしているのが現状なのです。そういう基準をこれから考えていってもいいかなと考えています。

**小林委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** いかがでしょうか。

非常に活発な御意見をいただきました。ありがとうございます。事務局の皆さん、ひとつよろしく願いいたします。

最近、航空写真なんかを使ってみどりの実態調査をやって。でも、基本は樹冠投影図といえますか、上から平面的に樹冠を投影したもので、土地の何%を覆っているかみたいなことが基本になっているので、実際に御質問のあった階層構造がどうであるとか、それから樹種の組合せというか、そういうものが、例えば落葉樹と広葉樹とか、それからシンボルツリーとか、そういうようなところまでは、とても一般の方々とかには理解ができないし、やはり土地を広く覆っている面積の樹木を所有していらっしゃる方にはできるだけ御協力をいただくと。あまり個別にはいろいろな注文は控えておいて、一本一本、いわゆる区の代表的な

保護樹木になったものについてはかなり親切というか、逆に言うと、いろいろ区のほうからも注文をさせていただくと。多分そういうような形で今までやってまいりましたので、今後はその辺をどういうふうに運用していくか考えさせていただきたいと思います。

あとは、実は私自身、最近大変びっくりしているんですけれども、10年か20年前ですか、だんだんと保護樹木が減ってきた時期があって、1,000本を切ったら、もうこれは会長を辞職しなければいけないと思って、私も皆さんに宣言したことが、多分一、二回あると思うんですけれども、今日見ていただくと、半年ぐらいの間に21本も保護樹木が増えて、これは自然にそういうような立派な木が育って増えているのではなくて、事務局が現場へ足しげく通っていただいて、いわゆる埋もれていた保護樹木を掘り起こしていただいてこういうことになっているので、この辺はぜひ皆さんのお力をお借りして区長あたりに、みどりの推進審議会が使えるように、みどり公園課の予算をぐっと上げていただくということをしないと、うまくいかないのかなど。あまり善意に頼っていただけでは駄目です。それから、ますます土地の相続のときに、土地の売買が絡んでまいりますけれども、これは何回も言うように樹木を伐採して空地にしていけないと土地の価値がなかなか上がらないというようなおかしな風潮がそのまま制度に残っております。偉い先生方も「みどり豊かな」「樹木を残して」と言いながら、実際には土地の売買をするときにはきれいさっぱりと刈り取ってしまうと、こういうようなことがなかなか現在の、特に23区といいますか、東京都のみどりを守るには大きな課題としてなっております。

それから、今日も幾つも出てまいりましたけれども、やはりケヤキというのは基本的に万歳の形で伸び伸びと大きく伸びる木ですから、御承知のように、あの広い甲州街道を覆っちゃうんですね、両側の並木が。甲州街道全部を木で覆っちゃうということは、高さが何十メートルというような大きな木は樹冠を反映しますから、そういうそもそもある木を都心の狭苦しいところで棒状に刈ったからって誰が悪いのかというような疑問を持たれる区民の方も大変いっぱいおられるので。私もよく聞きますけれども、きれいな形にしておく周りの家から、落ち葉がたまって大変だとか、樋が詰まるとか、そういうようなこともありますので、やはり一番は区民の方の理解をいかに深くしていただくかということと、みどり公園課の予算をぐんと増やしていただくこと。これはやっていかないと、樹木はなかなか多くできないなというふうに思います。

ちょっと半分小言みたいなことを言って申し訳ないんですけれども、ぜひもっと区民の方に理解をいただけるようにしないとイケませんので。以前に比べたら大分区長さんも、それ

から区の広報も、みどりについて大変協力的にやっけていただいているんですけども、ほかの区なんかでも、たまに見ますと、区の広報ビデオとかローカルなテレビとか、そういうところで放送すると大変効果があります。やっぱり紙媒体だけだと、なかなか皆さん見ていただけないんですけども、テレビの放送に乗りますと大変反響を呼ぶので。ですから、みどりの推進審議会のメンバーの方で、そういうようなマスコミとかテレビとか、そういうところに実力をお持ちの方、たくさんいらっしゃると思いますので、その辺もぜひよろしくお願いしたいと思います。

ほかに御意見、何かございますか。

ちなみに、今年の夏はめちゃくちゃ異常な気象で、大雨が降ったり、あるいは風が吹いたりして、区としてはその被害は実際にはどのくらいあったんですか。なかったですか、全く。

**事務局（城倉）** 大雨とか、日照りだとか、台風だとかで伐採した樹木は今のところ、保護樹木ではありません。情報としては入ってきていません。

**熊谷会長** ありがとうございます。

まだまだいろいろ御意見はおありかと思いますが、それでは一応この審議の保護樹木等の指定及び解除についてはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

---

## ◎報告

**熊谷会長** それでは、次に報告事項に移りたいと思いますので、議事次第の5、報告について事務局から説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** 報告事項ですが、2件ございます。

まず、1件目の新宿区みどりの実態調査（第9次）について御報告をさせていただきます。資料4を御覧ください。

みどりの実態調査ですが、これまで区が実施してきた緑化施策の効果を検証して新たな施策を考える基礎資料とするために、昭和47年度に1回目の調査を昭和59年度に2回目の調査を行って以降、平成2年度からは5年ごとに実施しているもので、今回で9回目になります。

詳細につきまして、担当職員から御説明をさせていただきます。室内の明かりを暗くさせていただきます。

**事務局（宮田）** それでは、令和2年度に実施いたしました「新宿区みどりの実態調査（第9次）」の結果について御報告いたします。

資料は、資料4と、お手元のピンク色の冊子「新宿区みどりの実態調査報告書（第9次）」とカラーの概要版になります。本日は主に概要版に基づいて説明させていただきます。

調査目的としましては、新宿区みどりの実態調査（第9次）は、区内のみどりの実態を把握し、様々な視点から解析することによってこれまでのみどりの施策の効果を検証するとともに、今後の施策に活用するために実施したものです。

調査は、空中写真による判読、現地調査、資料調査に基づく調査を実施しております。

空中写真による解析は、令和2年6月20日・26日に新宿区全域を空中から撮影しまして、1平方メートル以上の緑被地を抽出することによって、樹木・樹林、草地、屋上緑地などの面積を判読しております。

各調査項目の判読調査の対象面積は、下記、「3 調査結果」の欄の「調査対象」の部分を御確認ください。

現地調査は、樹木調査、接道緑化調査、壁面緑化調査で実施しております。

樹木調査については、区内にある幹周り95センチ、樹幹直径約30センチ以上の全ての樹木を対象に、樹種と太さについて調査を行いました。樹木のほかにも接道延長5メートル以上の接道緑化（生垣、植込み）及び壁面緑化について現地調査を実施しております。保護樹木については、今回調査では樹木医による健全度や管理状況調査を実施しております。

また、新宿御苑と明治神宮外苑の樹木及び街路樹については、国、東京都、新宿区などの資料に基づき、本数等について資料調査をいたしました。

まず、空中写真による解析についてです。

緑被率、緑被地については、前回調査と比べて緑被地は9.02ヘクタール、緑被率は約0.5ポイント増加しております。主な理由は、開発事業等により樹木・樹林、草地、屋上緑地が新たに整備されたことによります。

地域別の緑被率については、概要版を御覧ください。若松地域が23%と最も高く、榎地域が11.54%と最も低い状況です。

樹林については、前回調査と比べて3.4ヘクタール減少しました。主に住宅用地の樹木や樹林が減少しました。一方で、大規模開発等による、まとまった樹林の増加や樹木の成長も見られました。

草地については、前回調査と比べ3.8ヘクタール増加しました。主な理由は、国立競技場のグラウンド整備や新宿中央公園の芝生広場の整備、また未利用地が草地化したことによります。

屋上緑地については、前回調査と比べて3.1ヘクタール増加しました。事業所や集合住宅等の民間施設で増加しています。緑化計画書制度により建築計画に合わせて屋上緑化が誘導されたことも増加の一因です。

現地調査については、樹木については、前回調査と比べ167本減少しております。多くは個人住宅での樹木の減少となります。

なお、本調査では審議会からの御提言を受けまして、保護樹木については、樹木医による健全度調査等も実施いたしました。その結果、現状の保護樹木の指定本数とそごが生じている箇所も判明し、現在、担当が対象樹木について調査、整理しております。

コロナ禍の調査であり、御協力の難しい箇所もございましたが、調査段階でカシノナガキクイムシの被害が出ている樹木や衰弱している樹木を発見し、速やかに連絡があったため、区のほうも速やかに対応することができました。

壁面緑化については、前回調査と比べて0.3ヘクタール減少しました。面積規模の小さい個人住宅の壁面緑化の減少が大きいです。

街路樹については、前回調査と比べ709本減少しました。区道は増加しましたが、都道と国道は減少しています。

緑被率の推移については、第7次から第8次では減少いたしましたが、第9次では増加に転じています。

平成30年3月に策定された新宿区みどりの基本計画の緑被率の目標、10年間で緑被率を1%アップするという目標値に近づくことができました。

緑被地区分図については、概要版の内面を御覧ください。第9次調査の緑被地区分図と、この5年間の主な公園整備や民有地の開発で創出されたみどりと令和3年2月現在の保護樹木や保護生垣の状況を御紹介しております。

公共施設緑化の緑化事例としましては、国立競技場や落合第五小学校の緑化事例、また新宿中央公園の再整備に伴う芝生広場「SHUKNOVA（シュクノバ）」の緑化事例、民有地の緑化事例としましては、幸國寺の特別保護樹木、傳久寺の保護生垣の写真を載せさせていただきます。

また、民有地の開発事例といたしましては、四谷一丁目のコモレ四谷について掲載しております。

第9次調査の特色としましては、今回調査では、草地調査を除き、各調査の章の後ろに新たにA3判で各調査の緑地分布図を作成、掲載しております。

また、報告書の156ページ以降に、地域ごとにみどりの傾向が分かるよう、新たに地域カルテを作成いたしました。

目次にはページ数が記載してございませんが、このほかにも、みどりや生き物につきましてコラムを記載、追加させていただきました。52ページ、82ページ、124ページ、138ページ、182ページにコラムを記載してございます。

以上が「新宿区みどりの実態調査（第9次）」の結果についての御報告となります。ありがとうございました。

**熊谷会長** ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして何か御質問なり御意見がございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**みどり公園課長** 会長、報告をまとめてもう一件やって、その後質問ということに。

**熊谷会長** 分かりました。失礼しました。

**みどり公園課長** すみません。続きまして、それでは2件目のみどりのモデル地区指定の成果について御報告させていただきます。申し訳ありません。

資料5を御覧ください。

みどりのモデル地区ですけれども、条例に基づいて指定しております、みどりの保護と育成を進める地区になります。

詳細につきましては、引き続き担当から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

**事務局（宮田）** よろしくお願いたします。

続きまして、みどりのモデル地区指定の成果について御説明いたします。

お手元の資料10「新宿区みどりの基本計画」の19ページも併せて御覧ください。

区では現在、新宿区みどりの条例第24条に基づき、みどりの保護と育成を進めるために2つのモデル地区を展開しております。基本計画では、みどりの保全モデル地区、みどりの推進モデル地区、屋上緑化等推進モデル地区、緑視モデル地区の4つのモデル地区を想定しております。そのうち、2番のみどりの推進モデル地区と3番の屋上緑化等推進モデル地区を現在指定しています。

みどりの保全モデル地区は今あるみどりの保全を進める地区として、みどりの推進モデル地区は緑化を推進する地区として、屋上緑化等推進モデル地区は屋上緑化、壁面緑化を推進する地区として、緑視モデル地区は目に見えるみどりを増やす地区としてモデル地区を位置



づけております。

平成22年2月から指定しているこの2つのモデル地区、「みどりの推進モデル地区」「屋上緑化等推進モデル地区」の指定期間は、令和2年度第1回新宿区みどりの推進審議会で審議了承され、指定期間は令和4年3月31日までとなっております。今後は、令和2年度に実施した「新宿区みどりの実態調査」の結果を踏まえ、審議会での御意見を伺いながら、新宿区みどりの基本計画に基づき、みどりのモデル地区について見直しを行っていくことを予定しています。資料5では、現行の2つのみどりのモデル地区について、指定以降の成果をみどりの実態調査の緑被率に基づき報告させていただきます。

地域につきましては、実態調査と同様、特別出張所の所管区域を基本とした10の地域を中心に分析、検討しております。地域エリアにつきましては、資料4でお示しいたしましたみどりの実態調査概要版の中ほどを御覧ください。

現行のモデル地区と指定地域です。図の青く塗られた地区がみどりの推進モデル地区のエリアとなります。緑被率が低い地域を中心にみどりを推進する地区として指定しています。新宿区の10の特別出張所の所管エリアのうち、箆笥特別出張所の所管する箆笥地域を指定しています。

図の赤く塗られた地区は、屋上緑化等推進モデル地区のエリアとなります。建ぺい率、容積率が高く、中高層の耐火建築物が多い新宿駅周辺を中心としたエリアとなります。積極的に屋上緑化や壁面緑化を推進する地区として指定しています。新宿駅周辺を中心に柏木地域、大久保地域、四谷地域の一部で構成されています。

緑化を推進する施策としては、敷地面積250平方メートル以上で建築行為を行う際に緑化義務のある緑化計画書制度による割増し算定や、接道部の緑化や屋上緑化等の設置費の一部を助成するみどりの助成制度の助成単価及び上限額の引上げ、道路に面した自宅敷地等を積極的に緑化している、あるいはこれから始めてみようという団体や事業者等と協定を結ぶみどりの協定等の支援内容を手厚くする等をしております。

2つのモデル地区の緑化施策については、資料5のとおりになります。

みどりの推進モデル地区につきましては高木・生垣による緑化を推進する地区として、緑化計画書制度では高木または生垣を設置した場合、緑化延長や面積の割増し算定ができます。みどりの助成制度では、高木・生垣の設置について助成単価及び上限額を増額しています。みどりの協定では、地域住民による自主的な緑化活動を、1グループの構成人数を引き下げたり、花苗の支給回数を増やすことで、ほかの地域より手厚く支援しています。

屋上緑化等推進モデル地区は屋上緑化・壁面緑化を推進する地区として、緑化計画書制度では屋上緑化、壁面緑化の設置により、緑化延長や面積の割増し算定ができます。

みどりの助成制度では、屋上緑化及び壁面緑化について助成単価及び上限額を増額しています。

現行の制度内容の詳細については、資料5の2枚目を御覧ください。

現行のみどりのモデル地区の指定の成果について、実態調査の緑被率に基づき御説明いたします。

はじめに、みどりの推進モデル地区（笹笥地域）についてです。

令和2年度に実施したみどりの実態調査では、笹笥地域の緑被率は、区内10地域中5番目となっています。

モデル地区に指定した平成22年度と比べると、緑被率は第7次が16.81%、第9次は17.33%に増加しております。

樹木・樹林については第7次が13.38%、第9次は14.44%となっており、樹木・樹林も増加しております。地域順位も上がっております。

次に、屋上緑化等推進モデル地区についてです。

令和2年度に実施したみどりの実態調査では、屋上緑化等推進モデル地区の大半を占める新宿駅周辺地域の緑被率は、区内10地域中3番目となっています。また、屋上緑地の面積は、10地域中4番目に大きいものになります。モデル地区指定以降、屋上緑地は面積も比率も増加傾向です。

モデル地区の緑被率は第7次が12.63%、第9次は14.4%、樹木・樹林は11.58%から12.74%に、屋上緑地は0.78%から1.07%に増加しています。

いずれのモデル地区も10年でみどりが増加しております。モデル地区の施策と併せて、大規模開発等の機会を捉え緑化推進、屋上緑化の緑化指導を行ってきた成果と考えております。

今年度は第9次の実態調査結果を活用し、審議会の御意見を伺いながら、「新宿区みどりの基本計画」の19ページにありますモデル地区について、現行のモデル地区の見直しを含め検討していきたいと考えています。

以上が説明となります。ありがとうございました。

**熊谷会長** ありがとうございました。

ただいま報告事項、2つについて御説明をいたしましたけれども、何か御意見、御質問があればお受けしたいと思います。

1つは実態調査結果、それからもう一つはみどりのモデル地区の指定の成果。

どうぞ御意見をいただけたらと。

どうぞ椎名委員、お願いいたします。

**椎名委員** 街路樹は、区役所は頑張っているんですけども、国と都で700本減っている。前回調査はいつですか、何年前ですか。

**事務局（宮田）** 5年前です。

**椎名委員** 5年前ね。5年で700本減っていますよね。道路整備が進んだということは、道路延長は延びていると思います。基本的に言えば、延びるんだから街路樹は増えるというのが一般の認識だと思います。しかし、700本減っていますよね。これはちょっと詳しく調べる必要があるのではないかなというふうに思います。

やっぱり声を上げないと街路樹って植えないんですよ、はっきり言うと。道路管理者は植えたくないというのが本音ですから。まあ、こんなこと言っちゃいけないんですけども。逆に言うと、道路は一生懸命やっていますから。道路法上、道路整備では街路樹は附属物です。ですから、この700本というのは、5年で700本減というのはちょっと問題があるなというふうに私は認識しております。

**熊谷会長** ありがとうございます。今の御質問、御意見に対して事務局で何か。

**事務局（宮田）** おっしゃるとおりで700本という数字は大きいのですが、区以外の管理者についてヒアリングを行いましたところ、道路整備以外にも樹木診断等を行った結果、衰退していた樹木、それから腐朽していた樹木について今回かなり整理されたというふうに伺っておりますが、引き続き協力しながら街路樹等育成に努めてまいりたいと思います。

**熊谷会長** ありがとうございます。

ほかに何か御質問、御意見ございますか。

吉川委員お願いいたします。

**吉川委員** いろいろ御説明ありがとうございました。

再度お聞きしたいんですが、新宿区の最終目標ですが、緑被率ですが、それに大分近づいてきているというようにお話でございましたが、その点大変喜んでおりますので、もう少し詳しく御説明していただきたいと思います。

**事務局（宮田）** ありがとうございます。緑被率につきましては、お手元の基本計画の15ページを御覧ください。策定したのが平成30年度になりますけれども、2018年3月現在で緑被率の目標ですが、そのときの現状が17.48%、10年後に1%を目指すということで、18.48%を

10年後に目指しております。なので、2028年3月の時点で、18.48%という数字を目指すところ、現在17.98%まで到達しているという形になります。なので、このまま増加していければと思っております。

**吉川委員** 大変喜ばしいことだと。結構区民の皆さん、少ない土地でございますが、それぞれ皆さん努力してやっておるのを目にしておりますので。ありがとうございます。

**事務局（宮田）** ありがとうございます。

**熊谷会長** ほかに何かございますか。藤田委員お願いいたします。

**藤田委員** 私は屋上開発研究会というところに所属しております、屋上の緑化面積がかなり増えている。非常に喜ばしいなと思っております、さらに努力していただければとお願いいたします。ありがとうございました。

**熊谷会長** 緑被率についても、何についても1%を10年間かけて何とかというのは、みどり豊かな地域とかで聞いたら、ふんつとせせら笑われるんじゃないかと思えますし、それからもう一つは、実際の実態調査はその都度精度が上がってきているんです。つまり、航空写真の解像度もよくなっていますし、それからそれを上手に計測する技術も上がっているので、通常は今までカウントしなかったような緑地までそういうものでカウントすればかなり上がるはずなんです、それをしても上がらないということは、やはり大きな新しい開発が起こったりということだろうと思えます。

街路樹700本減というのは、大変大きな影響もあるかと思うんですが、そんな中でこの概要版を見ても、ほとんどが増で赤く大きく伸びているように見えます。これは大変なことだと思いますので、ぜひほかの区、22区に対して、新宿区は頑張っているぞということをごどこかで見せていただきたいというふうに思います。

ところで、壁面緑化が何で減っているんですかね。あれは一時的なブームだったということですか。

**事務局（宮田）** 自然現象的に空き家等で勝手にツタが伸びていたようなところが前回と比べて減っているという結果になっておりまして、手入れしていない壁面緑化が消失しているという集計が上がっております。

**熊谷会長** なるほど。まあ、その分屋上緑化で頑張らせていただいている。新宿区は大変厳しいところで微増を狙って頑張っておるということを委員の方々に御理解をいただければと思います。

何か御意見ございますか。

山本委員。

**山本委員** ありがとうございます。

ちょっと研究者として少し興味があるところは、こういう助成の制度で、例えば金額が増額されたりして、こういうことでかなりモデル地区の指定の効果があるという今日は報告だったかと思うんですけども、一方でモデル地区に選定されると、そこに住んでいる方々はそれに対する意識も高くなるし、ある意思決定するときには多少そこが作用するかなと思ったりはします。

このあたりはもうちょっと詳細に検討すると、何が効いて効果があるのかというところが見えてくるんじゃないかなと思うんですけども、今のところいろいろ結果を御覧になられて、事務局のほうとしてはどんなふうにお考えなのかというのをちょっと教えていただけますか。

**みどり公園課長** モデル地区ですけれども、みどりの推進と屋上緑化ということで、この2か所は10年ぐらいやってきたところですよ。助成制度とかも確かに少し有利にしているところはありますけれども、大きい面としましては、緑化計画書制度の割増しとか、そういうことが効いているのかなという感じはしているところです。

また、みどりの推進モデル地区に指定したということで、大きな開発とかあった場合には、ここは推進モデル地区だから、こういうことを特にやってくださいとか、そういったことでいろいろな開発等にもプラスで指導できたかなと。そういったことも大きいことと思います。

なかなかふんだんに助成制度を拡充するというのは、いろいろ財政当局とも交渉しつつ、なかなかハードルは大きいところなんですけど、そこら辺の成果を踏まえて細かく分析して、新たな検討に入れていけたらと思っております。

**山本委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** 今お二人が挙手されていますので。

まず吉川委員。

**吉川委員** 今モデル地区ということでございましたけれども、笹筒地区はみどりの推進モデル地区でございまして、いろいろ経験がございますが、簡単に言いますと、補助金とかいろいろございますが、要するに相談によく乗っていただける。いろいろ樹木を育てたり、あるいは緑化カーテン、みどりのカーテンとかいろいろやっておりますけれども、個々にいろいろと問題が出てきたとき、私どもで解決できないところをみどり公園課に御相談に行くと、親切に御指導、特にモデル地区のためだからということでないかもしれませんが、いろいろと

相談に乗っていただけて解決することが多いので、そういう点、モデル地区であると大分違うような気がいたします。

以上でございます。ありがとうございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

三浦委員お願いいたします。

**三浦委員** 屋上緑化の助成について、もうちょっとよく知りたいなと思いました。私は、落合第五小学校の学校薬剤師をしているんですが、やはり屋上緑化に取り組んでおります。それでどのぐらいのランニングコストとして助成していただけているのかなって知りたいと思っております。

あともう一点が、街路樹が減ってきているということなんですけれども、街路樹を一生懸命植えていらっしゃるのとはすごく分かります。それで、街路樹の下の周りなんですけれども、コンクリートの成分が入った保護材を設置しているんです。それで、そういうことをするとセミとかが街路樹の下辺りに卵を産んでも幼虫が出てきにくいのかなとか。そういった樹木を大切にすることと樹木の保護ということと、ほかの昆虫とか生物との共生とか、そういう兼ね合いが私には不安なところがあって、街路樹を植える、増やすということにおいて、もうちょっとコンクリートの成分が少ないような土の保護材みたいなのを検討していただけるとありがたいのかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。屋上緑化については、藤田委員、今の御意見に対して何か。

**藤田委員** 屋上緑化、造るときの補助金はあるんですけれども、管理のほうは特にはないんですよ。

**事務局** そうですね。

**藤田委員** 学校なんかでしたら、我々は屋上開発研究会という会がありまして、そこに御相談いただければ、いろいろアドバイスとか補助とかすることは可能だと思いますので、その辺はよろしくをお願いします。

**熊谷会長** すみません、勝手に振って申し訳ありません。

事務局からお願いします。

**事務局（宮田）** 事務局です。先ほどの屋上緑化の助成金については、後ほどお渡ししようと思っておりますが、みどりの助成制度のパンフレットというのがございますので、詳細につきましては

てはお渡ししたいと思います。こちらは民間の方に対しての助成金、助成制度になります。

小学校ということだったんですが、小学校はまた別……。

**事務局（八住）** すみません、実態調査の報告書の138ページをご覧くださいと、コラムの中で屋上緑化と壁面緑化の助成についての記載があります。

**事務局（宮田）** 詳細に民有地についてのデータにつきましては、このパンフレットをもって、後ほどお渡ししますので、御説明できると思います。

生き物との共生につきましては、みどりの係についても引き続き、基本計画にも載っていますけれども、いろいろなチームと連携しながら調整させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**三浦委員** ありがとうございました。

**事務局（宮田）** ありがとうございました。

**熊谷会長** いかがでしょうか。完全にはお答えできない部分もございますけれども、新宿区はみどりの実態調査に結構力を入れてやっております、こんな膨大な報告書ができております。ぜひ御覧になっていただいて、何か御疑問があれば事務局にお問合せをいただければと思います。もし事務局で難しい場合は、専門の委員の方がいっぱいいらっしゃいますので、遠慮なく御質問いただけたらと思います。

先ほど三浦委員の御発言にもありましたが、単に、いわゆる審美的、美的、あるいは景観とか、そういう観点からじゃなくて、生き物の、いわゆる今はやりのSDGs、そういった観点でどのぐらい区のみどりが貢献しているのか、それも皆さんが関心があるのは、公共地の緑化の効果というのをどのぐらい考えてやっているのかということと、またいわゆる民有地、個別の区民の方々がどのぐらい貢献できるのかという、そういうような知恵もそろそろ整理をしていただいたほうがいかなというふうに思います。コロナ禍で委員の方々、ますますお忙しくなるとは思いますが、今後ぜひよろしく御指導をいただきたいと思っております。

予定の時間を30分程度超過しておりますけれども、4時ぴったりにはここを出られるようにさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ御意見なり何なりを賜りたいと思っております。

渡辺委員どうぞ。

**渡辺委員** 私たち、吉川委員と一緒に笹笥地区協議会というのに入っております、みどりの分科会に所属しております。壁面緑化とか内藤とうがらしを植えるとか、公園の整備とか、小さな公園で。あさって午前中にその分科会の会合があるのですが、モデル地区というのは皆さん御存じないと思うんです、一般の方は。もしできましたら、ぜひ区役所の方がそうい

う会議にお出いで、何か御指導いただけないかなって今ずっと考えておりました。あさっての午前10時から、写真を貼って、こんなところ、たくさんみどりがありますよというのをやるんですけども、そういうことだけでなく、私たちにこんなことを、御指示をいただきたいんです、アイデアとか、こんなことできるよとか。私たちの町会では、プランターを通り沿いの方にお渡しして、今ハイビスカスを植えております。だんだんと高齢になりますと水やりも大変で、御辞退なさる御家庭もあるんですけども、今きれいに咲いていますので、ぜひ横寺町にいらしてください。箆笥町特別出張所の裏の通りです。吉川さん、やっていますよね。

**吉川委員** はい、やっております。

**渡辺委員** それから、委員で早稲田大学の先生がいらっしゃるんですけども、「早稲田ミョウガ」というのがあるんですが、それは市販してくださらないんです。内藤とうがらしはお譲りいただけるんですけども、早稲田ミョウガは何かパテントがあって簡単には売らないとか。でも、ぜひ私のうちにもちょっと土地がありますので、ミョウガを植えたいですね、早稲田ミョウガ。いつもそれを思っているんですが、先生方よろしく願いいたします。すみません、余談になって。

**熊谷会長** いや、ありがとうございます。実際にそうやって渡辺委員とか吉川委員は昔から長いこと活動をされていて、そういう委員の方たちの周りでも、この「モデル地区」という言葉自体が分からなくて、自分は箆笥町とか横寺町とか町の名前は分かるんだけど、区でモデル地区としていろいろな注目を浴びて計画をしているということを御存じない方が多いんじゃないかと思しますので、何かパンフレットでも、お二人の町内にはちょっとお送りしてください。

**みどり公園課長** 町で非常に熱心に行っていただいておりますので、事務局のほうでいろいろ対応したいと考えております。

**熊谷会長** 無料でお配りください。

ほかにはよろしいですか。

小島委員は何も御意見は。よろしいですか。

**小島委員** はい。

**熊谷会長** 建築の立場から厳しい御意見をいただけるかと思しますので。

ありがとうございます。それでは、よろしければ本日の審議会は、審議事項と、それから報告事項については終了させていただきたいと思します。



---

◎連絡事項

熊谷会長 それでは、次に連絡事項がありましたら事務局からお願いいたします。

みどり公園課長 連絡事項でございます。

次回の審議会についてですけれども、コロナ感染症の収束の状況を見ながら会長と御相談の上、現在では11月中旬を目途に開催を調整したいとは考えているところでございます。

また、小委員会につきましては、必要の都度、熊谷委員長に招集していただきますので、メンバーの委員の皆様にはよろしくお願いいたします。

連絡事項は、以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございました。

---

◎閉会

熊谷会長 それでは、以上で本日の審議会は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時01分閉会